

◎大都市地域における特別区の設置に

関する法律

(平成二四年九月五日法律第八〇号)(衆)

一、提案理由(平成二四年七月二日・衆議院総務委員会)

○逢坂議員 たいだいま議題となりました、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、国民の生活が第一・きづな、公明党、みんなの党、国民新党・無所属会及び改革無所属の会による七党派共同提出の大都市地域における特別区の設置に関する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及主旨な内容について御説明申し上げます。

御承知のとおり、現行地方自治法は、大都市制度に関し、特別区制度や指定都市制度等を定めておりますが、特別区制度は東京都に限られており、指定都市制度につきましては、道府県との二重行政の弊害や住民の声が行政に届きにくい等の指摘もあり、それぞれの地域の実情に応じた大都市制度を構築できるように制度改正を行うことを望む声が寄せられております。

このような中であって、今国会において、各党派から、衆参

両院に三本の法律案が提出されたところでありますが、これは、道府県に特別区を設けるための手続規定を整備するという点において共通するものがありましたことから、これらを提出した党派間で一本化に向けた協議が行われ、その結果、共同で本法律案を提出することとなった次第であります。

次に、その主な内容について申し上げます。

第一に、この法律は、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申し出に係る措置について定めることにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けることを目的とすることとしております。

第二に、この法律において、特別区の設置に係る関係市町村とは、人口二百万以上の指定都市または一の指定都市及び当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内の一以上の市町村であって、その総人口が二百万以上のものをいい、関係道府県とは、関係市町村を包括する道府県をいうことするとともに、特別区の設置とは、関係市町村を廃止し、当該関係市町村の区域の全部を分けて定める区域をその区域として、特別区を設けることをいうこととしております。

第三に、特別区の設置を申請しようとする関係市町村及び関

係道府県は、特別区設置協定書の作成その他特別区の設置に関する協議を行う特別区設置協議会を置くものとし、その構成を定めるとともに、特別区設置協定書の内容と作成手続を定めることとしております。

第四に、関係市町村の長及び関係道府県の知事は、特別区設置協定書について、それぞれの議会の承認を求め、その結果を特別区設置協議会並びに他の関係市町村の長及び関係道府県の知事に通知しなければならず、特別区設置協議会は、全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から議会が承認した旨の通知を受けたときは、その日を関係市町村の選挙管理委員会及び総務大臣に通知しなければならないこととしております。

第五に、この通知を受けた関係市町村の選挙管理委員会は、特別区の設置について選挙人の投票に付さなければならぬこととしております。

第六に、関係市町村及び関係道府県は、全ての関係市町村における選挙人の投票においてそれぞれその有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、共同して、総務大臣に対し、特別区の設置を申請することができることとし、特別区の設置は、この申請に基づき、総務大臣がこれを定めることができることとしております。

第七に、一の道府県の区域内の全ての特別区及び当該道府県

大都市地域における特別区の設置に関する法律

は、それぞれの議会の議決を経て、共同して、特別区とこれを包括する道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整のあり方に関し、政府に対し意見を申し出ることができることとするともに、政府は必要があると認めるときは、当該意見の趣旨を尊重し、速やかに必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとしております。

第八に、特別区を包括する道府県における特別区の設置の特別を定めることとしております。

第九に、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び主な内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院総務委員長報告(平成二四年八月一〇日)

○武正公一君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

………(略)………

次に、大都市地域における特別区の設置に関する法律案につ

いて申し上げます。

本案は、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、国民の生活が第一・きづな、公明党、みんなの党、国民新党・無所属会及び改革無所属の会の七会派により共同提出されたものであり、その主な内容は、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けるため、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申し出に係る措置について定めようとするものであります。

本案は、去る七月三十日本委員会に付託され、翌三十一日提出者逢坂誠二君から提案理由の説明を聴取し、八月七日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告(平成二四年八月二九日)

○草川昭三君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、大都市地域における特別区の設置に関する法律案は、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けるため、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、通年議会を選択した地方公共団体における円滑な行政運営の確保、百条調査権の運用状況、政務調査費制度の改正の趣旨、国等による違法確認訴訟制度と地方分権の整合性、特別区設置法案と地方制度調査会における議論の関係、大都市制度に関する諸提案への対応等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、それぞれ両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....
以上、御報告申し上げます。